

平成29年度中野区産業経済融資制度の拡充について

中野区産業経済融資について、区内産業の活性化をさらに進めるために、平成29年度より、以下のとおり制度内容を拡充する。

1. 融資制度の拡充内容

(1) 概要

事業承継にあたって必要となる資金や、承継後の経営安定化のために必要となる資金、または事業転換や多角化など事業活性化のために必要な資金を低利であつ旋する。

さらに、これらの資金の利用者が区内商店会に加入して商店街で事業展開する場合に、自己負担利率を無利子とする優遇措置を行う。

これにより商店街での事業承継や事業転換、多角化に向けた取り組みを支援し、新しい中野をつくる10か年計画(第3次)に掲げる「コミュニティの核となる商店街の振興」に向けて、ライフサポートサービスなど地域のニーズにあつた事業の集積やまちづくり事業との連携による活性化を促進する。あわせて、商店会加入促進による組織強化にも貢献する。

(2) 資金の名称

事業活性化支援資金

(3) 対象

- ・事業承継に取り組むもの又は承継後の経営安定化に取り組むもの
- ・事業転換や事業多角化に取り組むもの

(4) 利率

	融資の種類	利率	区負担	自己負担
1	一般の事業資金	1.9%	0.6%	1.3%
2	事業活性化支援資金	1.9%	1.5%	0.4%
3	上記2に対する商店街出店者優遇	1.9%	1.9%	0.0%

(5) 東京都との連携による信用保証料の補助

現在、中野区の「創業支援資金」及び「小規模企業特例資金」について、区の利子補給と東京都の信用保証料補助を併用できる制度を実施している。

これをさらに拡充し、区の「事業活性化支援資金(事業承継)」の利用者が、都と区 の条件を両方とも満たす場合に、利用者が東京信用保証協会へ支払う信用保証料について、東京都から2分の1の補助を受けられるようにする。

2. 実施時期

平成29年4月1日